

令和3年6月29日

市政記者クラブ 様

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
担当：高木・森 電話：972-2598
(愛知県政記者クラブ同時発表)

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付が利用できない生活困窮世帯に対して、就労による自立または生活保護の受給に円滑につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を下記のとおり支給します。

記

1 事業内容

(1) 支給対象者

都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口等の特例貸付における総合支援資金の再貸付の利用が終了した世帯または再貸付の申請が不決定とされた世帯等の生計維持者で収入や資産等の状況が一定の要件を満たす者

(2) 支給額および支給期間

世帯人数に応じて一月ごとに以下の額を3月支給します。

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

2 スケジュール

令和3年7月1日 申請受付開始

令和3年8月末 申請受付終了

3 名古屋市自立支援金給付センターの開設

令和3年7月1日から令和3年8月31日までの間「名古屋市自立支援金給付センター」を開設し、お問い合わせや申請書の受付を行います。

電 話 919-2310

メ ー ル a2598@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

住 所 名古屋市北区清水4丁目17の1 名古屋市総合社会福祉会館5階

開設日時 月曜日から金曜日(祝日を除く)午前9時から午後5時まで

4 その他

愛知県社会福祉協議会から総合支援資金の再貸付の利用が終了した世帯等の情報提供を受け、申請受付開始時に名古屋市から当該世帯に申請のご案内をお送りいたします。